

2026年8月31日

2026年10月1日以降に適用するかんぽ生命保険契約の 前納払込保険料改定のお知らせ

弊社では 2026年(令和8年)10月1日以降、かんぽ生命保険契約(2007年10月1日以降にご加入いただいた契約)について、前納払込年月数が1年の前納払込保険料を改定いたしますので、お知らせいたします。

改定後の前納払込保険料の算出方法は、下記の計算式をご参照ください。

なお、前納払込保険料は、金利水準、金融情勢の変化およびその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は、変更することがあります。

ご不明な点がございましたら、団体取扱局所またはお問い合わせ先までご連絡ください。

<前納払込保険料の計算式>

かんぽ生命保険契約(2007年10月1日以降にご加入いただいた契約)の団体払込みに適用します。

月払保険料(団体払込み)	前納払込年月数:1年	前納払込保険料(1年)
【A】基本	【A】× <u>11.97</u> ＝【a】 ※円未満切捨て	【a】＋【b】＋【c】＝前納払込保険料
【B】特約①	【B】× <u>11.97</u> ＝【b】 ※円未満切捨て	
【C】特約②	【C】× <u>11.97</u> ＝【c】 ※円未満切捨て	

<改定後の前納払込保険料に関する注意点>

- ・簡易生命保険契約(2007年9月30日以前にご加入いただいた契約)の前納払込保険料の改定はございません。
- ・2026年9月30日までに新規契約・契約の更新をお申込みいただき、お申込時にご指定いただいた払込年月数どおりに、第1回保険料を含む保険料の前納払込みをしていただく場合は、お払込時期が10月以降であっても改定前の前納払込保険料を適用いたします。
- ・前納払込年月数が3カ月および6カ月の前納払込保険料の改定はございません。

団体取扱いに関するお問い合わせ先

株式会社かんぽ生命保険 契約サービスセンター



0120-757-725

【受付時間】月～金 9:30～17:00(休日、12月31日～1月3日を除きます。)